

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第174号（8. 1.26） 「わたしから神戸市への提案」制度の適正化に関する陳情
陳 情 の 要 旨	「わたしから神戸市への提案」制度の採否を判断するのは、所管課ではなく第三者機関を創設するか、または監査事務局が審議する制度に変更すること。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市須磨区 今中 一寿
送 付 委 員 会	総務財政委員会

神戸市会議長様

令和8年1月26日

神戸市須磨区

今 中 一 寿



「わたしから神戸市への提案」制度の適正化に関する陳情

【陳情趣旨】

神戸市のホームページによると『神戸市政をより良くするために個人の皆さんから提案・意見をお寄せいただく制度として「わたしから神戸市への提案」(以下「当該制度」という。) があります。』と記されています。私たち市民が行政に対して苦情や提案ができる唯一の素晴らしい制度です。しかし、残念ながら、この制度が形骸化しております。

その原因は市民からの提案等の採否を所管課が行う制度になっていることにあります。所管課は、現行の運営が正しいことを説明するが多く、市民の提案を少しでも取り入れようとする姿勢に欠けているように感じます。

そこで令和7年8月に当該制度を利用して、提案の採否の判断を所管課以外の機関で行うように申し入れをしましたところ、広報戦略部課長から令和7年9月5日付け神企公第01-01352号で次の内容の回答を受理しました。

『本市では「神戸市事務分掌規定」に基づく「神戸市長の権限に属する事務の専決規定」で、市長の補助機関たる局室区長、部長、課長等が専決する内容を規定しており、これに従い「わたしから神戸市への提案事業に関する実施要綱」第12条で回答についての決済区分を定めています。以上のことから、現時点では制度の変更は予定しておりません。』

この回答に対して、同日、次の反論をしましたが、回答はいただけませんでした。

『実施要綱第12条の改正が必要であることを申し上げています。この条文を変更する予定がないとのご回答ですが、何故、変更する必要がないと誰がどのような理由でなされたのかの回答をください。また、条文の改正を提案できるのは誰ですか。市民には要求する権利はないのでしょうか？市民が提案できることの唯一の制度が形骸化していることを指摘しております。』

所管課以外の機関で提案の採否を検討することにどのような弊害があるのでしょうか、所轄課が現行の規則や慣行を守りたいために、この制度があるとは考えたくないですが、結果はその危惧が当たっているような運用です。

当該制度は神戸市のホームページに記載のとおり『神戸市政を良くするため』のものであれば、学識経験者等から構成される第三者機関を創設するのが最善と考えられます。しかし、費用等の面からそれが不可能とすれば、監査事務局が担当してはどうでしょうか。監査事務局は、地方公共団体が自主的に行政の公正と能率を確保することを目的に設置されたものであり、人格が高潔で行政運営に関し優れた見識を有する議見委員と市会議員から選ばれる議選委員から構成されています。公正中立な判断がいただけるものと期待できます。

【陳情事項】

「私から神戸市への提案」制度の提案の採否を判断するのは、所轄課でなく第三者機関を創設するか、または監査事務局が審議する制度に変更していただきたい。